山梨県内の労働安全衛生の状況

～平成１９年の災害発生状況及び職業性疾病等の動向～

山梨労働局 労働基準部 安全衛生課

平成１９年１月から平成２０年３月末日までに県下各労働基準監督署に提出された「労働者死傷病報告（休業４日以上）」及び「各種健康診断結果報告書」等を基に、平成１９年の県下の災害の発生状況及び職業性疾病の発生状況等についてとりまとめました。各企業で、今後の労働災害防止及び労働衛生水準の向上を図る上での参考にしてください。

第１章　労働災害の現状

１．労働災害の現状

全国の労働災害による死傷者数は、昭和３６年をピークにその後減少を続け、昭和５１年からの３年間は一時増加に転じたものの、昭和５４年から再び減少を続けていたが、平成１９年は、１２１，３５６人と平成１８年（１２１，３７８人）に比べ２２人（０．０２％）の減少となった。

全国の死亡者数も長期的に減少を続け、平成10年には2,000人の大台を割り込み、平成１９年には、１,３５７人と平成１８年（1,４７２人）に比べ１１５人（7.8％)減少し、過去最少となった。

山梨県内の死傷者数は、昭和35年をピークにその後、長期的には減少傾向を示し、平成16年に初めて８００人を下回った（７８４人）ものの、その後は再び増加していたところ、平成１９年は８０３人と平成18年（８３４人）に比べ３１人（3.7％）減少した。

また、山梨県内の死亡者数は、前年（１４人）に比べ４人減少し、１０人となった。特に建設業における死亡者数は前年比１人増の６人であり、全産業の6割を占めている。

さらに、一度に３人以上の労働者が被災する重大災害は１件発生しており、その事故の型は、有害物との接触（薬物中毒の疑い）であった。

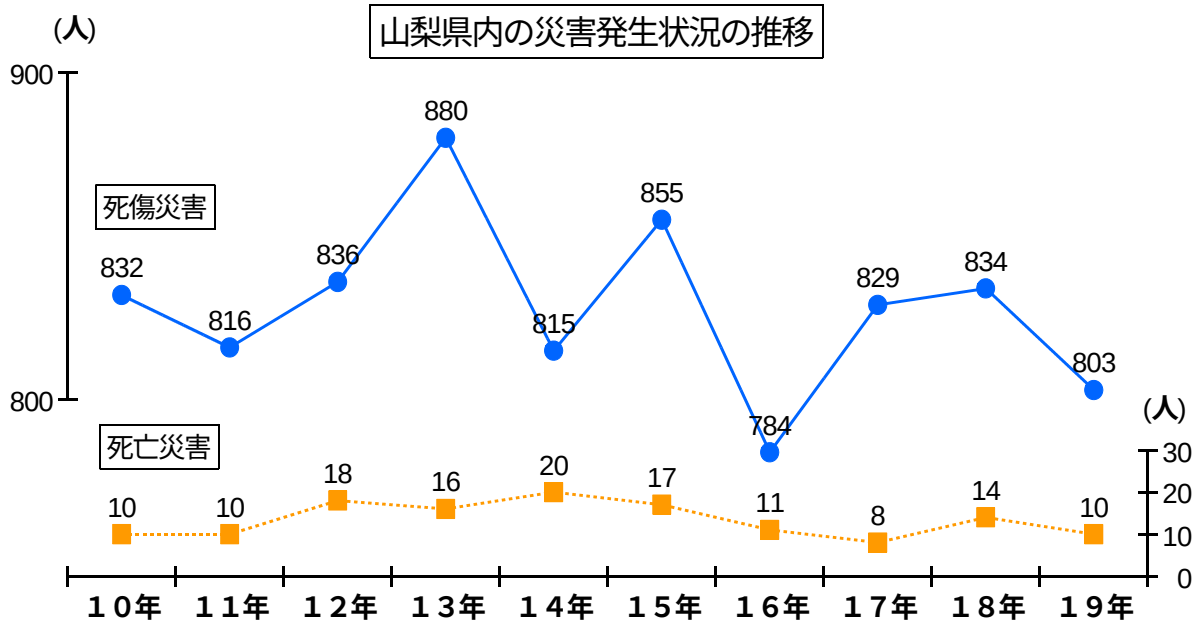

２．業種別災害発生状況

山梨県内における労働災害による死傷者数を業種別に見た場合、その過去10年間の推移は下のグラフのとおりである。平成19年は従来からの災害多発業種である製造業及び建設業の２業種における労働災害で、全産業の４４．０％を占めている。また、単一の業種ではないが、労働者数の増加等の背景から、平成13年以降、第３次産業の労働災害が増加傾向にあり、平成19年は３４２人（全産業比４２．６％）となっている。

なお、全産業に占める死傷者数割合の推移を見ると、製造業及び建設業の２業種においては、平成１０年の６０.７％から平成１９年は４４.０％と大幅に減少しているが、逆に第３次産業の占める割合は平成１０年の２７.２％から平成19年は４２.６％と大幅に増加しており、さらに近年その割合は増加傾向にある。

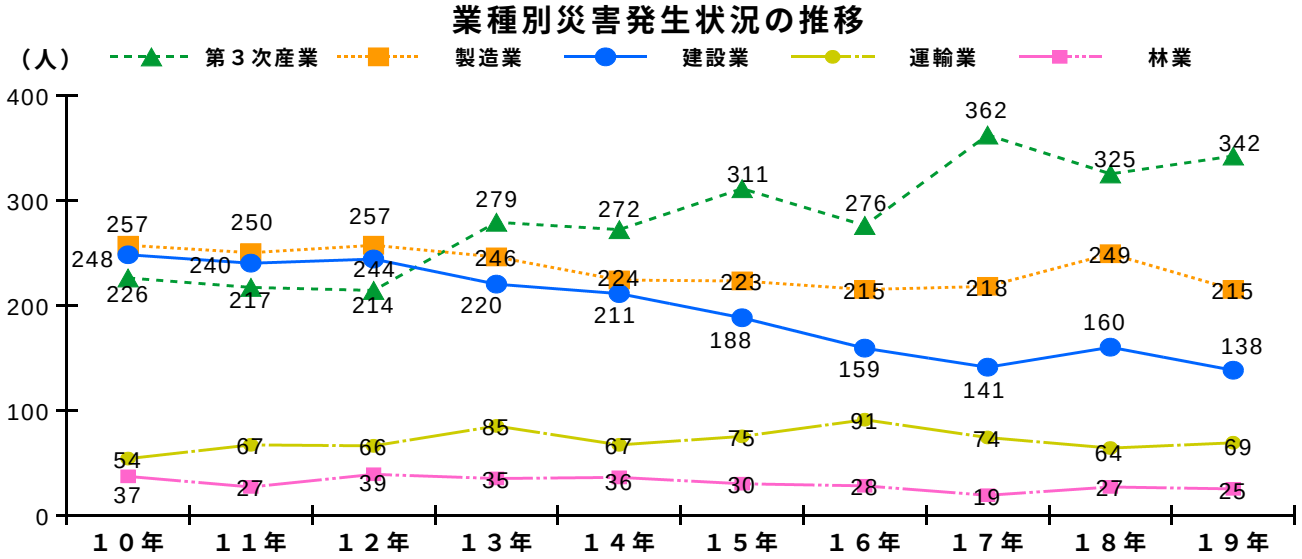

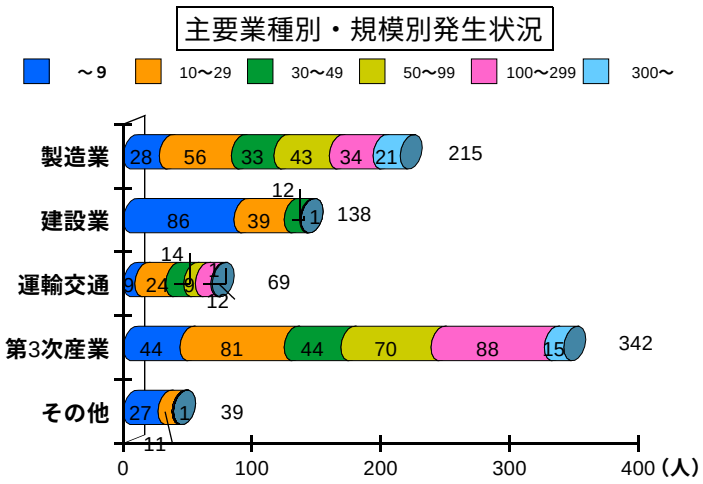

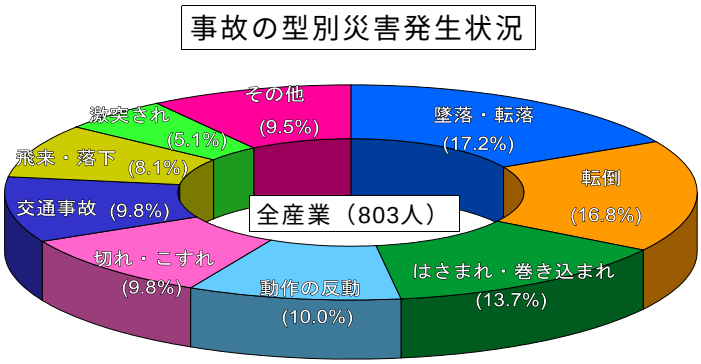

３．規模別災害発生状況

平成19年の死傷災害を事業場の規模別で見た場合には、各業種とも規模100人未満の中小規模事業場での災害の発生が多く、全産業の７８．６％を占めている。

業種ごとの特色として、製造業においては１０～２９人の事業場において災害発生率が高く、建設業では10人未満の規模での災害発生率が高い。

４．事故の型別災害発生状況

平成１９年の死傷災害を事故の型別で見た場合には、「墜落・転落」(１７.2%)が最多であり、次いで「転倒」(16.8%)、「はさまれ・巻き込まれ」（13.7%)、「動作の反動」（10.0%)、「切れ・こすれ」（9.8%)の順となっている。

この型別災害発生割合については、例年ほぼ同じような傾向にある。

また、死亡災害で見た場合には、「激突され」４人（４０%)、「墜落・転落」３人（３０%)、「交通事故」２人（２０%)、「はさまれ・巻き込まれ」１人（１０%）となっている。

５．業種別の事故の型別災害発生状況

(1) 製造業における型別災害発生状況

製造業における型別災害発生状況

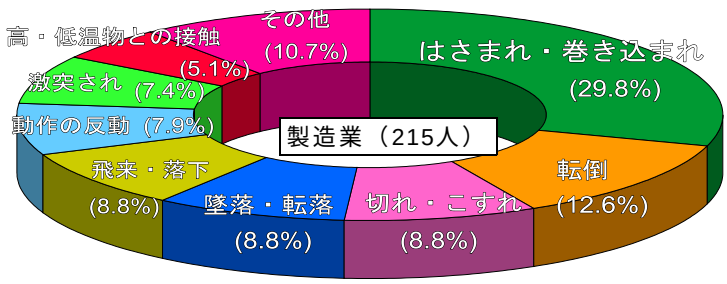

製造業では、機械等への「**はさまれ・巻き込まれ**」の割合(２９.８%)が最多であり、次いで「転倒」(１２.６%)、「切れ・こすれ」(８.８%)、「墜落・転落」(８.８%)「飛来・落下」(８.８%)の順となり、例年同様の割合である。

製造業における死亡災害は「激突され」「はさまれ・巻き込まれ」が各１人ずつ発生した。

(2) 建設業における型別災害発生状況

建設業における型別災害発生状況

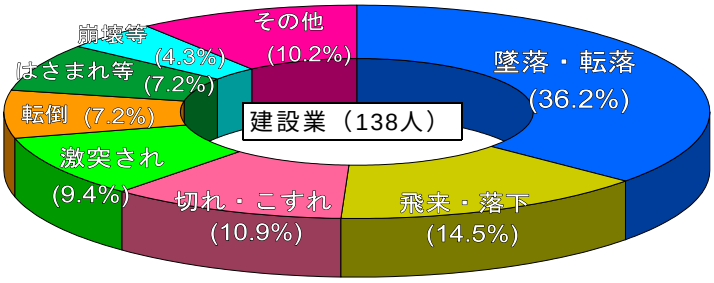

建設業では、依然として、仮設物や構造物等の高所からの「**墜落・転落**」の割合（36.2%)が最多であり、次いで「飛来・落下」(１４.５%)、「切れ・こすれ」(１０.９%)、「激突され」(9.4%)の順となり、その傾向は従来と概ね変わりない。

なお、死亡災害は「激突され」３人「墜落・転落」２人「交通事故」１人と多発した。

(3) 運輸交通業における型別災害発生状況

運輸交通業における型別災害発生状況

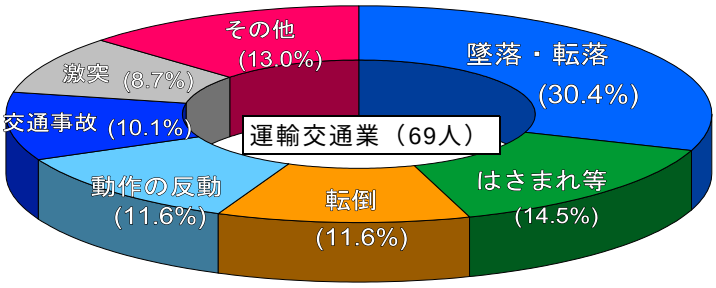

運輸交通業の死傷災害は６９人と前年より５人減少したものの、過去10年間、５０～９０人程度で推移しており、減少する傾向が見られない。型別にみると「**墜落・転落**」の割合(３０.4%)が最多であり、次いで「はさまれ等」(１４.5%)、「転倒」(１１.６%)、「動作の反動」(１１.6%)の順となっている。

傷病性質としては足の骨折（トラック荷台からの墜落等）が最多である。死亡災害は交通事故による1人のみであった。

(4) 林業における型別災害発生状況

林業における型別災害発生状況

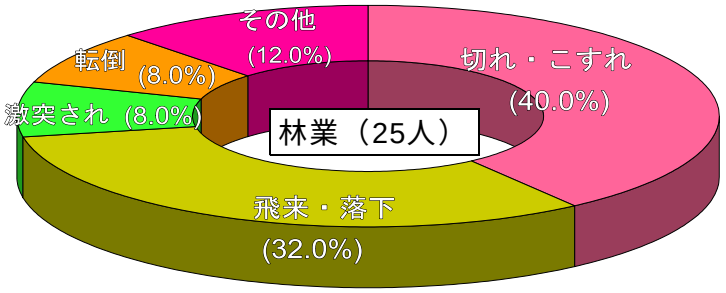

林業における災害は、ここ数年３０人程度で推移していたが、平成１９年は２５人となった。事故の型としては「**切れ・こすれ**」、「**飛来・落下**」の2つで７２．０%と全体の４分の３近くを占めている。

また、平成18年は「飛来・落下」が最多であったが、平成19年は「切れ・こすれ」が再び最多となった。

(5) 第３次産業における型別災害発生状況

第３次産業での死傷災害は、平成１８年に比べ１７人(5.2%)増加した。

型別で見た場合には「転倒」の割合(２４.６%)が最多であり、次いで「交通事故」(１７.５%)、「動作の反動」(１４.９%)「墜落・転落」(１２.６%)の順となり、例年同様の割合となっている。

第３次産業の中では、金融・広告業が３人(３０.０%)増、清掃業が５人(２１.７%)増であった。

第３次産業における型別災害発生状況

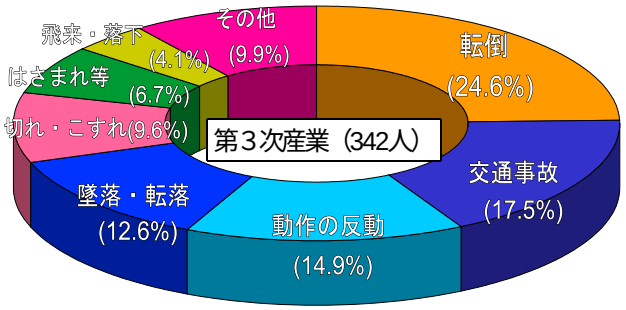

６．経験年数別災害発生状況

経験年数別で見た場合、全産業では経験年数が５年以下の者の災害発生割合が約６割となっており、経験の浅い労働者の被災する割合が高い状況にある。

しかし、建設業と林業では、６年以上の経験を重ねてきた労働者の被災する割合が、それぞれ６割程度と高い状況にある。

経験年数別災害発生状況

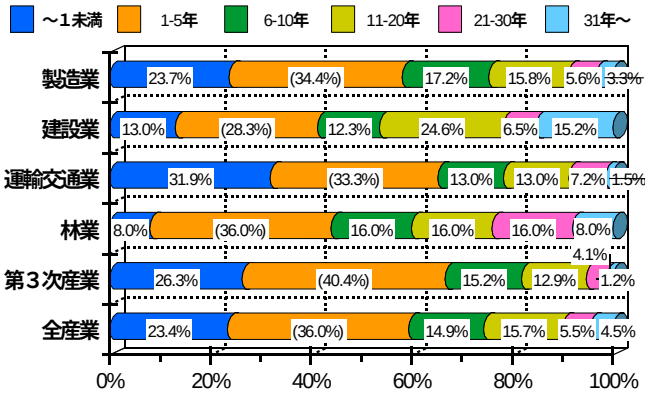

７．年齢別災害発生状況

年齢別で見た場合、全産業では５０代以上で４２．５%、４０代以上で６２．３%と中高年齢層の占める割合が比較的高い。

また、業種別で見た場合、運輸交通業においては４０代以下が６３．７%と比較的低い年齢層が多く、逆に林業においては４０代以上が８４．０%と中高年齢層の占める割合が特に高くなっている。

年齢別災害発生状況

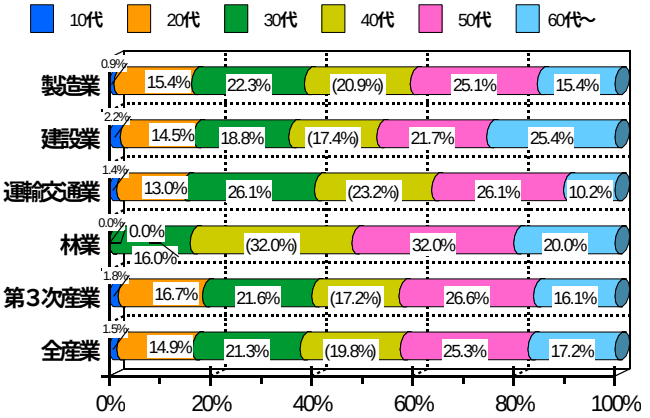

８．休業見込の状況

労働者死傷病報告で見た休業見込日数の状況については、休業見込「31日~90日」が４０．４%で最も多く、「９１日～」（死亡含む）と合わせて５４．８%と大半が重篤な災害となっている。

近年の休業見込「３１日以上」が３５．４%（Ｈ１８）、３６．６%（Ｈ１７）、３６．０%（Ｈ１６）であることから、平成１９年は重篤な災害が多かったといえる。

休業見込の状況

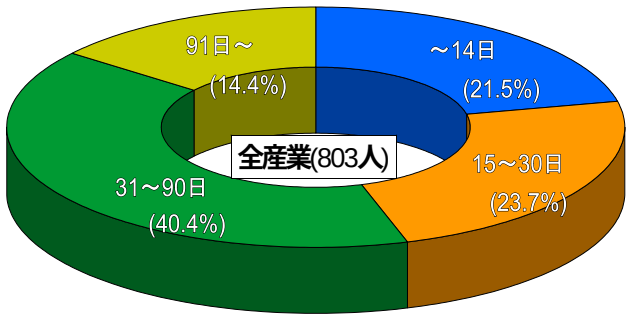

９．各署別の災害発生状況　※山梨署はH20.4.1より、甲府署に統合されています。

	合計						甲府署					都留署					鰍沢署					山梨署				
	19年		18年		増減数	増減%率	19年		18年		増減数	19年		18年		増減数	19年		18年		増減数	19年		18年		増減数
	死亡	死傷	死亡	死傷			死亡	死傷	死亡	死傷		死亡	死傷	死亡	死傷		死亡	死傷	死亡	死傷		死亡	死傷	死亡	死傷	
全産業	10	803	14	834	-31	-3.7	7	501	9	515	-14	2	181	3	193	-12	0	67	2	69	-2	1	54	0	57	-3
1 製造業	2	215	2	249	-34	-13.7	2	132	1	151	-19	0	53	0	54	-1	0	23	1	28	-5	0	7	0	16	-9
食料品		51		54	-3	-5.6		40		40	0		7		4	3		2		4	-2		2		6	-4
木材・木製品		8		9	-1	-11.1		6		6	0		1		2	-1		1			1				1	-1
家具・装備品		3		1	2	200.0		1		1	0		1			1		1			1					0
パルプ・紙、印刷		8		19	-11	-57.9		4		4	0		1		4	-3		2		10	-8		1		1	0
化学		18		20	-2	-10.0		9		13	-4		5		3	2		3		2	1		1		2	-1
窯業・土石製品		19	1	21	-2	-9.5		14		13	1		2		5	-3		3	1	3	0					0
鉄鋼、非鉄金属		4		8	-4	-50.0				3	-3		1		2	-1		3		3	0					0
金属製品	1	26		21	5	23.8	1	16		10	6		8		8	0		2		1	1				2	-2
一般・電気・輸送用機械		56	1	70	-14	-20.0		27	1	43	-16		22		20	2		4		3	1		3		4	-1
上記以外の製造業	1	22		26	-4	-15.4	1	15		18	-3		5		6	-1		2		2	0					0
2 土石採取業		6		3	3	100.0		3		3	0		0		0	0		3		0	3		0		0	0
3 建設業	6	138	5	160	-22	-13.8	4	77	3	88	-11	1	35	1	47	-12	0	11	1	14	-3	1	15	0	11	4
土木工事	4	47	5	60	-13	-21.7	3	24	3	24	0		10	1	24	-14		6	1	8	-2	1	7		4	3
建築工事	1	72		81	-9	-11.1		44		54	-10	1	22		19	3		2		1	1		4		7	-3
その他の工事	1	19		19	0	0.0	1	9		10	-1		3		4	-1		3		5	-2		4			4
4 運輸交通業	1	69	1	64	5	7.8	1	55	1	52	3	0	7	0	5	2	0	4	0	4	0	0	3	0	3	0
鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業、その他		4		11	-7	-63.6		2		6	-4		1		4	-3				1	-1		1			1
道路貨物運送	1	65	1	53	12	22.6	1	53	1	46	7		6		1	5		4		3	1		2		3	-1
5 貨物取扱業		3		0	3	—		3		0	3		0		0	0		0		0	0		0		0	0
6-2 林業		25	1	27	-2	-7.4		6		5	1		11	1	8	3		6		10	-4		2		4	-2
8 卸売・小売		102	2	97	5	5.2		71	2	80	-9		16		8	8		7		2	5		8		7	1
9 金融・広告		13	1	10	3	30.0		9	1	9	0		0		0	0		2		0	2		2		1	1
13 保健衛生業		52		46	6	13.0		38		28	10		8		12	-4		1		1	0		5		5	0
14 接客娯楽業		77		72	5	6.9	0	30	0	34	-4	0	35	0	32	3	0	5	0	4	1	0	7	0	2	5
ゴルフ場		22		29	-7	-24.1		6		10	-4		14		17	-3		1			1		1		2	-1
上記以外の接客娯楽業		55		43	12	27.9		24		24	0		21		15	6		4		4	0		6			6
15 清掃業		28		23	5	21.7		24		14	10		3		7	-4		1		0	1		0		2	-2
6-1・7・10・11・12・16・17 上記以外	1	75	2	83	-8	-9.6		53	1	51	2	1	13	1	20	-7		4		6	-2		5		6	-1
第三次産業（８～１７号）	1	342	5	325	17	5.2	0	223	4	215	7	1	72	1	77	-4	0	20	0	12	7	0	27	0	21	4

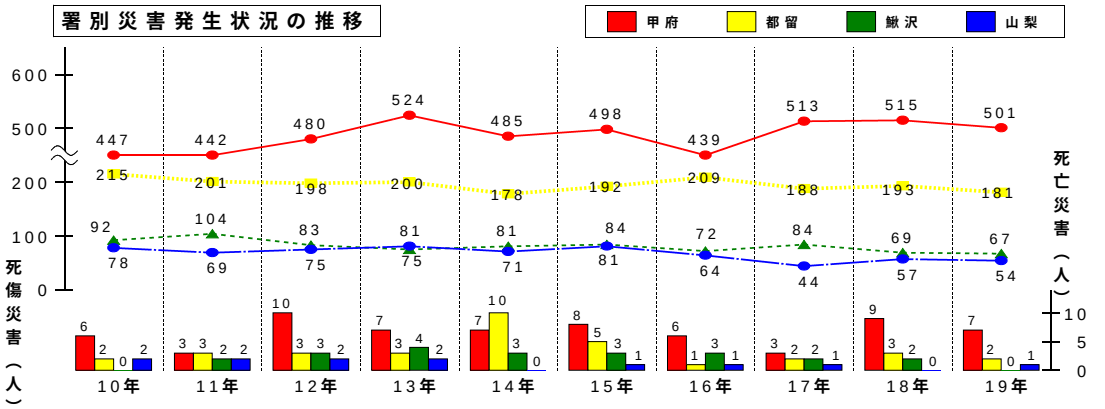

１０．平成１９年 死亡災害一覧

【№１ Ｈ１９.１.１５　クリーニング業　女　６２　パート　はさまれ　エレベーター】

荷物用エレベーターで１階から２階に上昇中、被災者が搬器から身を乗り出して同僚に質問していたところ、昇降路の梁と搬器壁部に頸部を挟まれ被災したもの。

【№２　Ｈ１９．１.１９　砂防工事業　男　５８　土工　激突され　掘削用機械】

治山工事　現場において、河床に５名の労働者が入ってバイブレーター等を利用してコンクリートの打設作業中、上部道路の路肩からパワーショベルにてコンクリートバケットを吊って生コンを河床に降ろしていたところ、ショベルがバランスを崩して転落し、河底で作業していた被災者の頭部にショベルのアーム部分が直撃したもの。

【№３　Ｈ１９．１.３０　土木工事業　男　３８　作業員　激突され　その他の動力運搬機】

えん堤の袖を埋め戻し土で押さえる作業中、土の入ったケーブルクレーン（２．９トン）のバケットをえん堤中央部から袖の位置に動かすため、巻き上げ機を利用してバケットを真横に引っ張っていたところ、巻き上げ機のワイヤーロープが抜け、その反動で振り子状に揺れたバケットに被災者が押され、約１０メートル転落したもの。

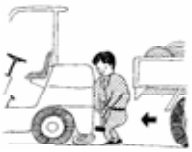

【№４　Ｈ１９．２.１９　その他の鉄鋼業　男　２８　作業員　激突され　移動式クレーン】

被災者はフォークリフトのカウンターウェイトの下にスクラップ材がはさまったので、ハンマーで取り除こうとしていた。そこへ取引業者のトラックが後進してきたためトラック荷台とフォークリフトの間にはさまれたもの。

【№５　Ｈ１９．４.１９　道路貨物運送業　男　４６　運転手　交通事故　トラック】

４ｔトラックに積荷を載せ、愛知県から中央市の会社へ戻るために国道１９号線を走行中、やや登り勾配である左カーブでセンターラインをオーバーし、対向車線を走っていた４ｔトラックと正面衝突したもの。

【№６　Ｈ１９．６．４　砂防工事業　男　７７　土工　墜落・転落　地山】

治山工事現場において、岩盤の発破後に残った切り株を除去する作業を行っていたところ、河床までの斜面約２８ｍを転落したもの。

被災者は、安全帯にロリップを付け、親綱に取り付けて作業をしていたが、転落時には、ロリップが親綱から外れていた。

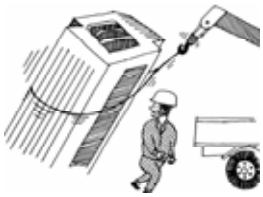

【№７　Ｈ１９．６.１５　建築工事業　男　６０　作業員　激突され　移動式クレーン】

不要となった暖房用ヒーターを引き取ることになり、つり上げ荷重２．９ｔのトラッククレーンでヒーターを起こして荷台に載せようとしていたところ、当該ヒーターが回転し、被災者の上半身に激突したもの。（出張中の作業）

【№８　Ｈ１９．９．５　警備業　女　５７　交通誘導員　墜落・転落　通路】

夜間の国道の舗装工事において、現場事務所で元請から交通誘導員に対する教育を受けた後、約２００ｍ離れた工事現場の詰所に向かって街灯のない市道を歩いていたところ、橋の上から深さ約１．９ｍの用水路に転落したもの。

【№９　Ｈ１９.１０．１　道路建設工事業　男　６７　伐採工　墜落・転落　地山】

県道防災工事における法面の支障木の伐倒作業中に、伐倒する立木と近くの電線との接触防止のために、立木を引っ張るワイヤーロープを立木にかけようと、はしごを使って作業をしていたところ、はしごと共に約７ｍ下の県道に墜落したもの。

【№１０　Ｈ19.１２.１９　電気通信工事業　男　３０　作業員　交通事故　トラック】

新御坂トンネル内における電気設備の年次点検のために片側通行規制にしていたが、前方不注意で突っ込んできたトラックに、荷下ろし等の作業を行っていた被災者がはねられ、停車中の作業用トラックと相手のトラックとの間に挟まれたもの。

１１．平成２０年 死亡災害一覧（平成20年６月３０日現在）

番号	発生月日 発生地	年齢 性別	業種 職種	事故の型 起因物	災害の概要
1	２．９ 北杜市	５９ 男	道路建設工事業 パート	激突され トラック	下水道工事後の道路復旧舗装工事において、雪が降ってきたために作業を中止し、現場内の後片付けを行っていたときに、故障したローラーの状態を見にいこうと歩いていた被災者が、事業主の妻が運転し、暴走したトラックに背後から激突されたもの。
2	３．６ 甲斐市	３９ 男	食料品製造業 作業員	転落 動力運搬機	畑に散水設備を埋設する作業中に出た石を不整地運搬車に積んで捨て場へ運び、不整地運搬車を後進させたところ、路肩を越えて転落し、運転者が不整地運搬車の下敷きになったもの。
3	４．４ 甲州市	５０ 男	その他の化学工業 製造工	有害物等との接触 異常環境等	農薬（石灰硫黄合材）の製造工場１階において、地下タンクに溜まった残渣物の清掃作業のため、タンク内で1名、タンク外で1名が作業を行っていたところ、タンク内で発生した硫化水素を吸入してタンク内の作業者が倒れた。 これに気づいたタンク外の作業者が助けようとタンク内に入ったが、同様に硫化水素を吸入して倒れた。
4	４．４ 甲州市	５９ 男	その他の化学工業 製造工	有害物等との接触 異常環境等	

第２章　労働衛生の現況

職業性疾病（休業4日以上＋死亡）の推移

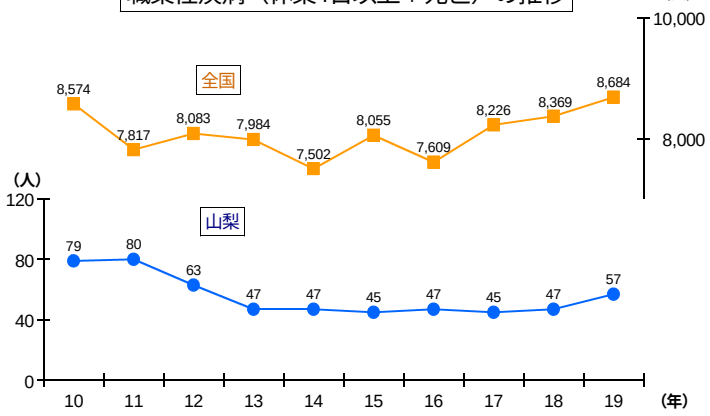

職業性疾病（山梨県内）の内容

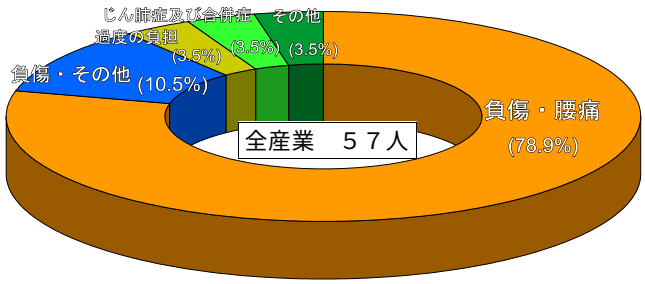

健康診断の有所見率の推移

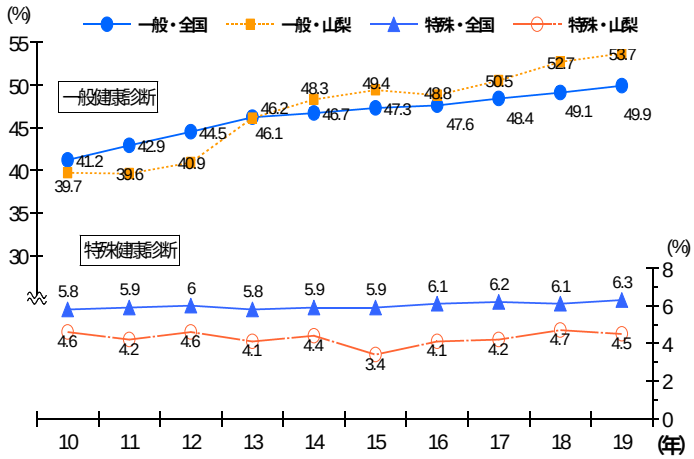

じん肺健康診断実施状況と有所見率の推移

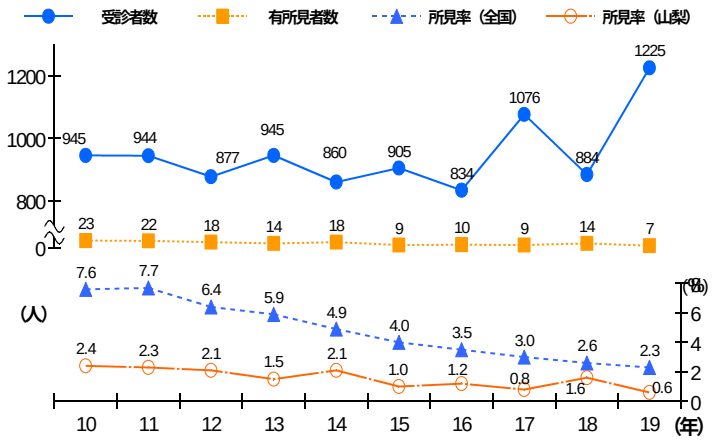

１．職業性疾病の発生状況

職業性疾病の発生人数は、全国的に見ると平成16年（７，６０９人）までの減少傾向から一転し、３年連続で増加傾向をたどり、平成19年は８，６８４人とここ１０年間で最も高くなっている。

県内状況で見ると、平成１３年から１８年まではほぼ横ばいであったが、平成１９年は前年（４７人）より１０人増加し、５７人となった。

２．職業性疾病（山梨県内）の内容

疾病分類別に見た場合、負傷に起因する疾病は５１人（８９.５%）で、このうち**腰痛**に起因する疾病は４５人と実に**８８．２%**を占めている。

業種別に見た場合、商業・金融広告業１７人（うち腰痛16人、以下同じ）、製造業１５人（１２人）、保健衛生業１１人（10人）などとなっており、職業性疾病においては**腰痛予防対策が最重点事項**といえる。

３．健康診断の有所見率

一般健康診断においては、県内・全国平均とも有所見率は、増加傾向にある。特に県内の有所見率は、平成14年に全国平均の比率を上回ってから更に伸び続け、平成19年は５３．７%に達している。

特殊健康診断における有所見率は、全国的に横ばい傾向にある。山梨県は全国平均よりは低い率で推移しており、平成１９年は平成１８年より０.２%減少して４.５%となった。

４．じん肺健康診断の有所見率

平成１９年におけるじん肺健診による有所見労働者数は、７人と平成１８年に比べ７人減少した。

山梨県の有所見率は全国平均よりは低い率で推移しており、平成１９年は平成１８年より１.０%減少して０.６%となった。

第３章　山梨第１０次労働災害防止推進５ヵ年計画の推進結果

山梨労働局では、第１０次労働災害防止推進5ヵ年計画（平成15年度からの5ヵ年計画、以下「１０次防」といいます。）の災害減少目標達成に向けて各種対策を推進してきたところですが、5年間にわたる全体の死傷者数の減少目標は達成できなかったものの、前5年計に対する実績比は１．８％減となり、一定の成果が認められました。

目標　計画期間中における労働災害（休業4日以上＋死亡）を１０％減少（※）させること。
※　当初は２０％減少であったが、平成15～17年の3年間の死傷者数が5ヵ年計画全体の７４％に及び計画達成が極めて困難となったため１０％減少に修正したもの。（平成18・１９年は修正値となる。）

結果　９次防計　４，１７９人　⇒　１０次防計　４，１０５人（減少率１．８％）

第１０次労働災害防止推進5ヵ年計画の推進結果

	前5年計（平成10－14年）		平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	合計	前5年計に対する実績の比率
全産業	4,179	計画	750	703	658	700	593	3,761	1.8%減
		実績	855	784	829	834	803	4,105	
製造業	1,234	計画	214	205	196	188	178	1,022	9.2%減
		実績	223	215	218	249	215	1,120	
建設業	1,176	計画	201	193	186	120	90	698	33.2%減
		実績	188	159	141	160	138	786	
運輸交通業	339	計画	60	57	54	51	49	340	10.0%増
		実績	75	91	74	64	69	373	
林　業	174	計画	32	29	27	14	10	101	25.9%減
		実績	30	28	19	27	25	129	
第3次産業	1,208	計画	230	209	187	321	260	1,530	33.8%増
		実績	311	276	362	325	342	1,616	

死傷者数（休業4日以上）全体としては、９次防期間中と比べ、７４人（１．８％）の減少となりました。

建設業390人（３３．２％減）、林業４５人（２５．９％減）等大きく減少した業種がある一方、第３次産業は408人（３３．８％増）増加し、全体としては微減にとどまりました。

このような状況の下、本年度（平成20年度）を初年度とし、平成24年度までの5年間における労働災害防止対策の目標や基本的事項について定められた第１１次労働災害防止計画がスタートしました。

当局では、第１１次労働災害防止計画の基本方針に則り、個別業種対策として『建設業』、『製造業』、『運輸交通業』『第３次産業』の各種リーフレットを発行しています。該当業種の事業場は参考にして下さい。

【建設業】

【製造業】

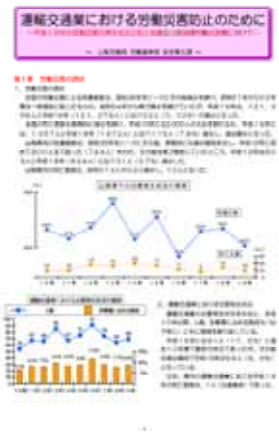

【運輸交通】

【第３次産業】

※　各リーフレットは**山梨労働局 HP　http://www.y-roudoukyoku.jp** からもご覧いただけます。